役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）
第１条 この規程は、社会福祉法人あかしあ(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。
（定義）
第２条　この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。
（理事会及び評議員会の出席報酬）
第３条　役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。
２ 交通費は実費を支給することができる。
（監事の報酬）
第４条　監事が理事会及び評議員会に出席した時は、別表１により報酬を支払うことができる。
２　監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表１により報酬及を支払うことができる。
３ 交通費は実費を支給することができる。
（報酬の支払い方法）
第５条　報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額をその都度、現金にて支払う。
（出張旅費）
第６条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程に基づき旅費を支給することができる。
（適用除外）
第７条 施設職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。
（理事長が出席を求めた者への報酬等）
第８条　理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。
（費用弁償）
第９条　理事会、評議員会の出席その他、法人業務に携わった時に支出した通信費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給することができる。
（改廃）
第１０条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。
（補則）
第１１条　この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定めることとする。

附　　則
　この規則は平成２９年６月１５日から施行する。

別表１

名　　　　称	日　額	年間上限
理事会出席報酬	１０，０００円	５０，０００円
評議員会出席報酬	１０，０００円	５０，０００円
監事監査指導報酬	１０，０００円	５０，０００円